

共済だより

令和2年10月発行 No.207



『道の駅 恐竜渓谷かつやま』(勝山市)

主 な 内 容

組合会議員選挙	2
年金制度が変わります	3
障害の状態になったとき ~在職中でも年金を受給できます!~	4
令和2年10月からの退職等年金給付の基準利率等の値が変わります	5
医療費の動向について	6
養育特例の手続きは お済みですか?	8
特定健康診査は受診されましたか?	12
ジェネリック医薬品差額通知をお送りします	13
家庭用常備薬品を特価にて斡旋します!	13
アイススケート・スキーリフト利用助成	14
貸付事業からのお知らせ	15
冬のボーナスは組合員貯金へ	16
エル・サポート・福井からのお知らせ	18

新型コロナウイルス感染症が大きな影響を及ぼしている中、最前線に対応されている医療従事者の皆さま及び日々ご尽力されている自治体職員の皆さまに敬意を表しますとともに、心から感謝申し上げます。

福井県市町村職員共済組合

ご家族の皆さんと一緒にご覧ください。

任期満了に伴う組合会議員選挙が行われます

令和2年11月12日執行予定

共済組合の組織

共済組合には、その業務を運営するために、議決機関として「組合会」、執行機関として「理事長・理事」、監査機関として「監事」が設けられ、共済組合の事業が円滑かつ適正に行われるようになっていきます。

組合会は、共済組合の民主的な運営に資するため設置され、事業計画及び予算、決算等の重要事項の審議、議決を行います。

議員の任期

議員の任期は2年で、現在の議員は、令和2年11月30日をもって任期満了となります。

議決機関	執行機関	監査機関
組合会 長側から 10人 職員側から10人	理事長 市町長である 理事の中から選出 理 事 長側議員から 3人 職員側議員から 3人 事務局	監 事 長側議員から 1人 職員側議員から 1人 学識経験者 1人

【表1】市町長が選挙する議員の選挙区

選挙区	議員定数
第1区 福井市・大野市・勝山市・鯖江市・あわら市・越前市・坂井市・永平寺町・池田町・南越前町・越前町	7人
第2区 敦賀市・小浜市・美浜町・高浜町・おおい町・若狭町	3人

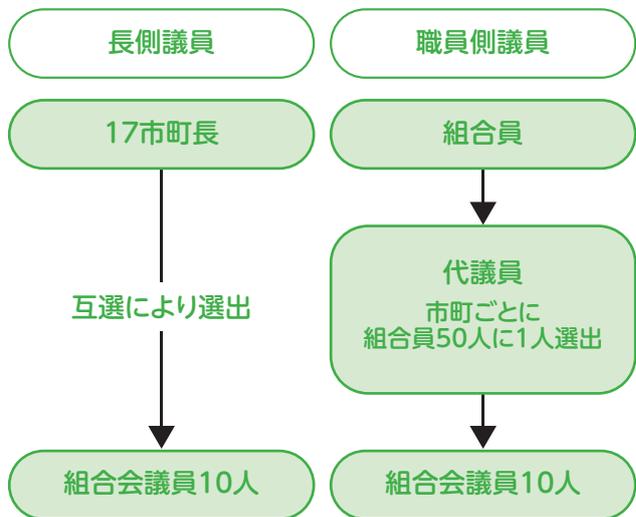
選挙の方法

市町長が選挙する議員(長側議員)は【表1】の選挙区ごとに、市町長の互選により10人が選出されます。

市町長以外の組合員が選挙する議員(職員側議員)は【表2】の選挙区ごとに選出された代議員の投票又は代議員の過半数の者に異議がない場合には、代議員の指名推薦により10人が選出されます。

なお、代議員は、市町※ごとに原則組合員50人に1人選出されます。

※ 一部事務組合等は、所在地の選挙区に含まれます。



【表2】市町長以外の組合員が選挙する議員の選挙区

選挙区	議員定数
第1区 福井市	2人
第2区 大野市・勝山市・鯖江市・あわら市・越前市・坂井市・永平寺町・池田町・南越前町・越前町	5人
第3区 敦賀市・小浜市・美浜町・高浜町・おおい町・若狭町	3人

(令和2年8月31日現在)

お問合せ先

総務企画課	0776-52-7300
健康管理課	0776-52-7301
年金課	0776-52-7303
越 路	0776-77-3151

組合の状況

組合員数	9,718 人
(男)	5,277 人
(女)	4,441 人
任意継続組合員数	80 人
被扶養者数	7,424 人
平均標準報酬月額(短期)	355,307 円
(厚年)	348,244 円
(退年)	348,495 円

年金制度が変わります

「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が、令和2年6月5日に公布されました。現在のところ、施行に当たっての政令・省令等は公布されておりませんが、改正の概要についてお知らせします。

年金制度改正法の概要

1 短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲拡大

現行の適用条件は、次のすべての要件を満たす者となっています。

- | | |
|-------------------|-----------------------------------------------|
| ①週所定労働時間20時間以上 | ④学生ではない |
| ②月額賃金8.8万円以上 | ⑤従業員501人以上の企業に勤務
(国・地方公共団体には企業規模要件はありません。) |
| ③勤務期間1年以上使用される見込み | |

令和4年10月1日施行

- ③勤務期間は、「1年以上」が「2ヶ月超」に改められます。
- ⑤企業規模要件は、「101人以上」に引き下げられます。

令和6年10月1日施行

- ⑤企業規模要件は、「51人以上」に引き下げられます。

2 地方公共団体等に勤務する短時間勤務職員の共済制度適用

令和4年10月1日施行

地方公共団体等に勤務する短時間勤務職員のうち被用者保険（厚生年金・健康保険）の適用対象である者（上記1に該当する者）を共済組合員とし、短期給付・福祉事業が適用されます。

ただし、年金については、日本年金機構が所管する厚生年金第1号被保険者として適用されます。

3 在職老齢厚生年金制度の改正

令和4年4月1日施行

60～64歳までの支給停止基準額28万円が、65歳以上と同じ47万円（令和2年度額）に引き上げられます。

4 受給開始時期の選択肢の拡大

令和4年4月1日施行

繰り上げ支給の請求可能年齢は60歳で変更ありませんが、減額率は1月当たり0.5%減額から0.4%減額に引き下げられます。

繰り下げ受給の上限年齢は、70歳から75歳へ拡大されますが、増額率は1月当たり0.7%増額で変更ありません。



<お問合せ先 年金課>



『道の駅 恐竜溪谷かつやま』（勝山市）

勝山市では、中心市街地や周辺観光地への周遊を促すための拠点として、また、道路利用者のための休憩施設と合わせ、福井県と協同して道の駅を整備しました。物販コーナーでは、勝山市の豊富な自然環境により育まれた農林水産物や6次産業品などの土産販売を行っています。

障害の状態になったとき

～ 在職中でも年金を受給できます! ～

障害厚生年金は、組合員である間に初診日がある病気やけがが原因となって、障害等級が1級・2級または3級に該当する障害の状態になり、かつ保険料納付要件を満たしているとき(※)に支給されます。

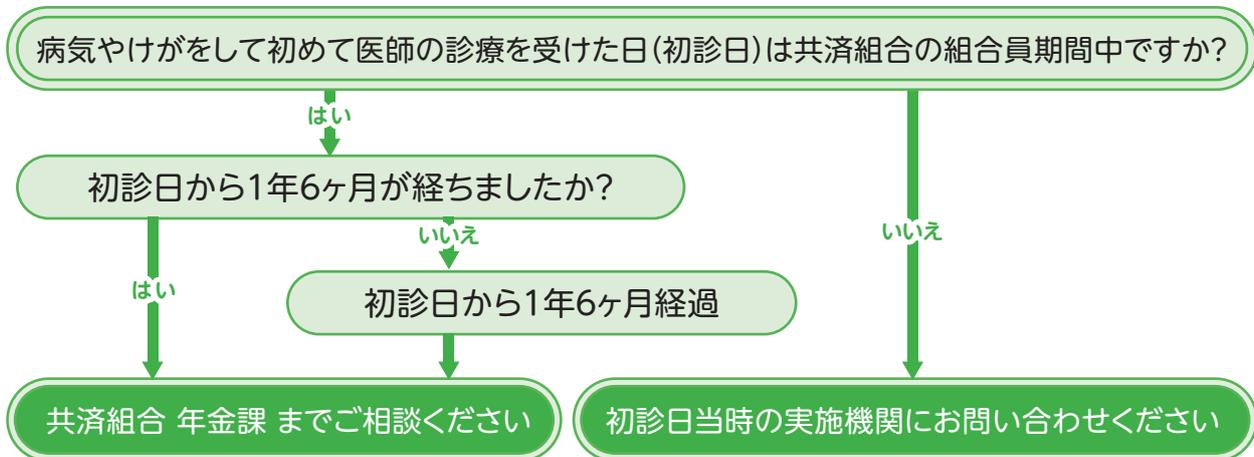
なお、障害等級が1級または2級に該当する程度の障害の状態になったときは、原則として国民年金制度の障害基礎年金も支給されます。

(※) 初診日の前々月までの1年間に保険料の滞納がなければ、保険料の納付要件を満たすことになります。



障害厚生年金の受給資格

下記のフローチャートでご確認ください。



障害厚生年金の支給要件



次のいずれかに該当する場合、障害厚生年金が支給されます。

① 障害認定日において障害の状態にあるとき

組合員である間に初診日(注1)があり、かつ、障害認定日(注2)において、障害等級が1級、2級または3級に該当する程度の障害の状態(注3)にあるとき

② 障害認定日後に障害の状態になったとき(事後重症制度)

障害認定日において、障害等級が1級から3級に該当する程度の障害の状態になかった人が、その後65歳に達する日の前日までの間に、その傷病により3級以上に該当する程度の障害の状態になったとき

③ 他の障害と併合して初めて該当するとき(基準障害制度)

組合員である間に初診日のある傷病による障害「基準傷病」と、その他の傷病(基準傷病の初診日以前の傷病に限る)による障害とを併合して、障害認定日以後65歳に達する日の前日までの間に、障害等級が1級または2級に該当する程度の障害の状態になったとき

(注1) 初診日とは、その傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日をいいます。

(注2) 障害認定日とは、初診日から起算して1年6ヶ月を経過した日。または、その期間内に傷病が治った日またはその症状が固定し、治療の効果が期待できない状態に至った日(次頁「障害認定日の特例について」参照)をいいます。

(注3) 障害等級1級から3級に該当する程度の障害の状態については、県から交付される身体障害者手帳等との等級とは異なり、厚生年金保険法及び国民年金法で定められた認定基準をいいます。

障害認定日の特例について



原則として、初診日から1年6ヶ月を経過した日を障害認定日としていますが、次の場合、障害認定日の特例として、初診日から1年6ヶ月を経過してなくても障害認定日とすることとなっています。

- ① 人工透析を行っている場合は、透析開始から3ヵ月を経過した日
※初診日から1年6ヶ月経過した日より後となる場合は、1年6ヶ月経過した日が障害認定日となります。
- ② 人工骨頭または人工関節を挿入置換した場合は、挿入置換した日
※人工骨移植術、骨切り術は障害認定日となりません。
- ③ 心臓ペースメーカー、人工弁、ICD(植え込み型除細動器)、CRT(心臓再同期医療機器)、CRT-D(除細動器機能付き心臓再同期医療機器)を装着した場合は、装着した日

など、他にも特例がありますので、共済組合までご連絡ください。

令和2年10月から 退職等年金給付の基準利率等の値が変わります

退職等年金給付(年金払い退職給付)に関する基準利率については、毎年9月30日までに当年10月から翌年9月までの率を地方公務員共済組合連合会の定款で定めることとされています。

これにあわせ、基準利率を算定基礎とする終身年金現価率及び有期年金現価率も変更されます。

今般、地方公務員共済組合連合会の定款が変更され、令和2年10月から令和3年9月まで適用される率が定まりましたので、お知らせします。

なお、本年は基準利率が0.06%から0.00%に引き下げられることに伴い、終身退職年金及び有期退職年金の額は下がる場合があります。

1

基準利率

0.00%



2

年金現価率

終身年金現価率			有期年金現価率		
年齢	R1.10～ R2.09	R2.10～ R3.09	支給 残月数	R1.10～ R2.09	R2.10～ R3.09
60歳	27.094485	27.345773	120月	9.969571	10.000000
65歳	22.851867	23.033747	240月	19.879521	20.000000

※上記以外の年金現価率については「地方公務員共済組合連合会」のホームページを確認ください。

基準利率、終身年金現価率、有期年金現価率等に関する詳細はこちら

<http://www.chikyoren.or.jp/>

トップページの「年金払い退職給付制度」からご覧いただけます。

地方公務員共済組合連合会

検索

<お問合せ先 年金課>

共済だより R2.10

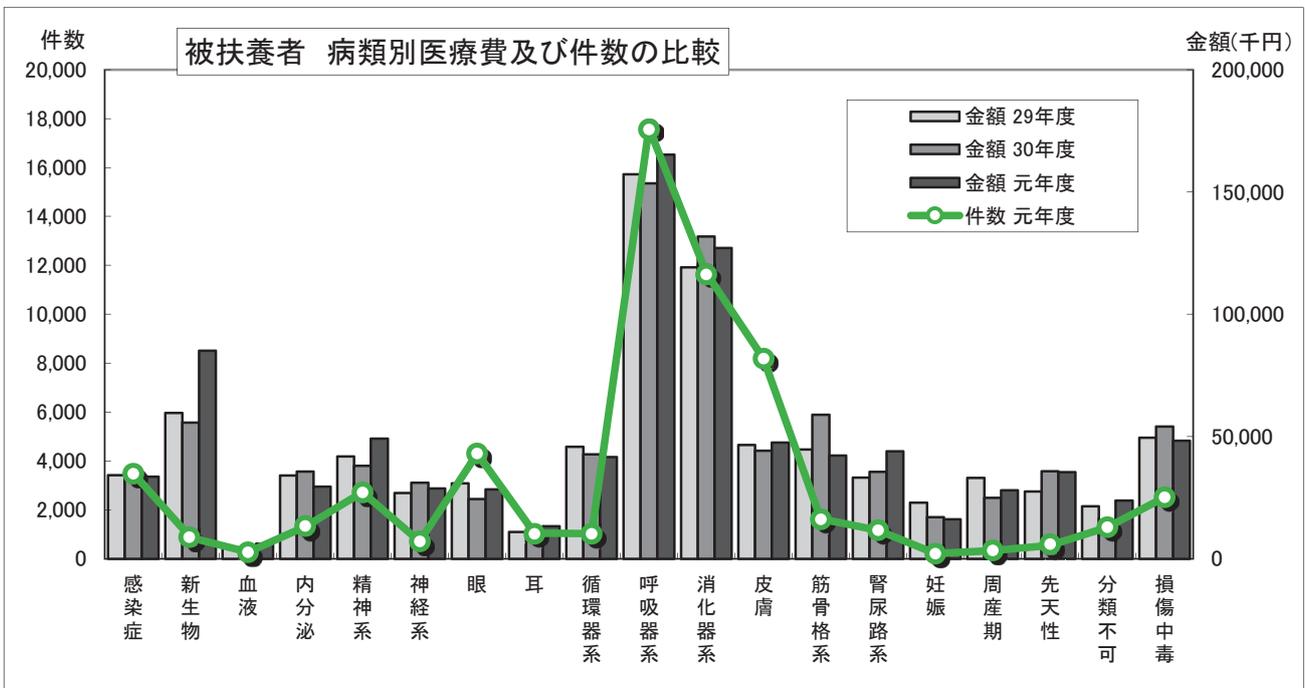
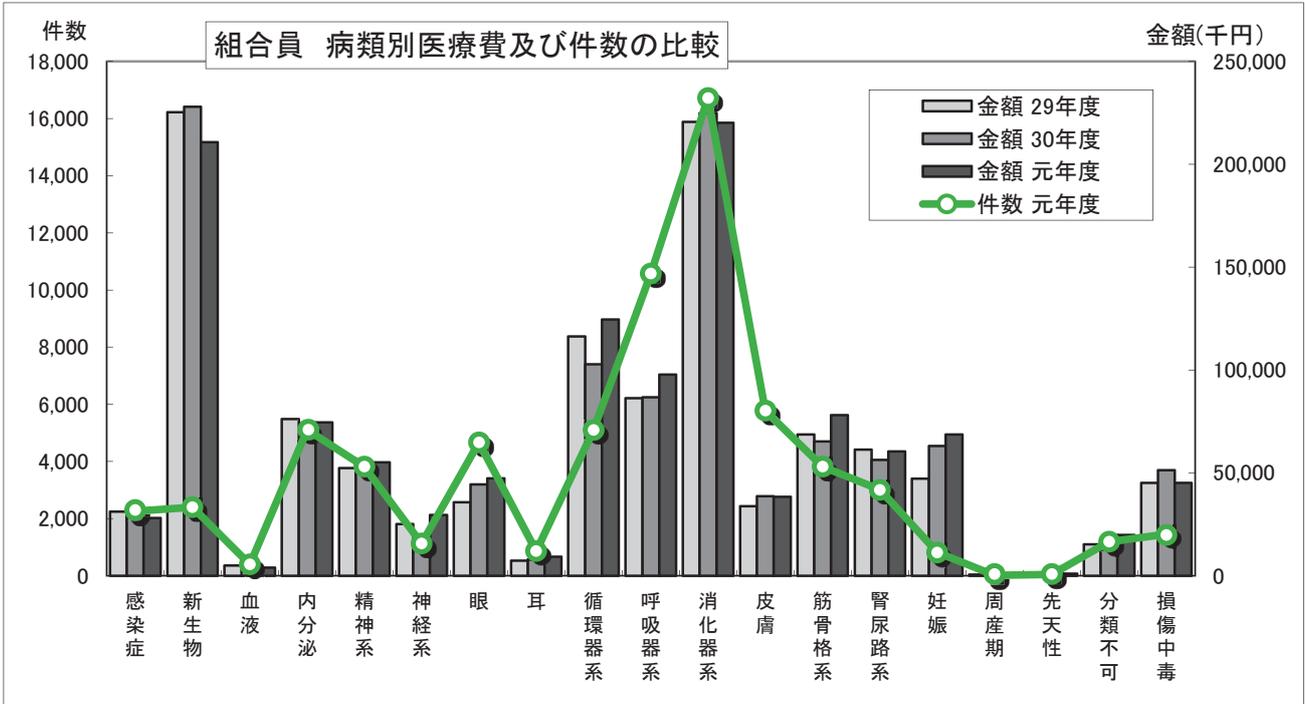
医療費の動向について

— 組合員本人、被扶養者ともに増加 —



令和元年度の医療費(保健給付)は前年度に比べ、約3.1%(6,200万円)増加しました。

令和元年度の病類別医療費は、組合員は1位 消化器系、2位 新生物、3位 循環器系、被扶養者は1位呼吸器系、2位 消化器系、3位 新生物の順位で高くなっています。



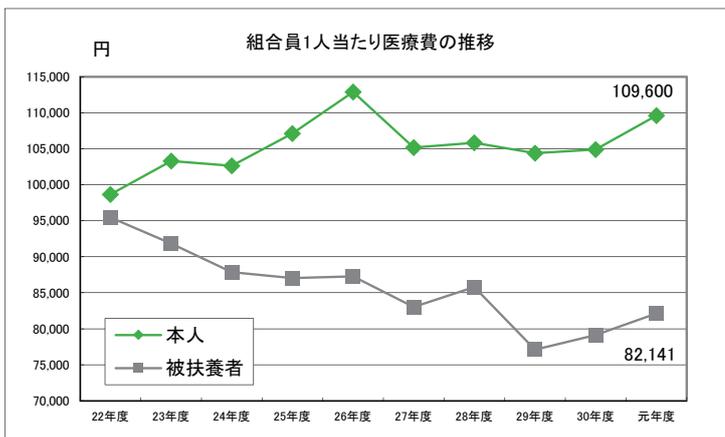
主な 疾患・症状	新生物	胃癌・大腸癌・乳癌・肺癌・白血病・ 良性新生物	循環器系	高血圧・心筋梗塞・心不全・ 脳梗塞・脳内出血
	呼吸器系	急性鼻咽頭炎(かぜ)・肺炎・ アレルギー性鼻炎・喘息	消化器系	う蝕(むし歯)・歯周疾患・胃炎・ 胃潰瘍・肝炎・膵炎・胆石
	筋骨格系	腰痛症・神経痛・骨粗鬆症 慢性関節リウマチ・五十肩	損傷中毒	骨折・熱傷・外因の影響による損傷

組合員1人当たり医療費

医療費の状況を把握する際の代表的な指標の一つであり、1年間の総医療費を平均組合員数で除した金額です。

前年度に比べ、本人が4.5%、被扶養者は3.8%増加しました。

特に、本人の入院による医療費が7.6%、被扶養者の外来による医療費が8.3%と大きく増加しています。

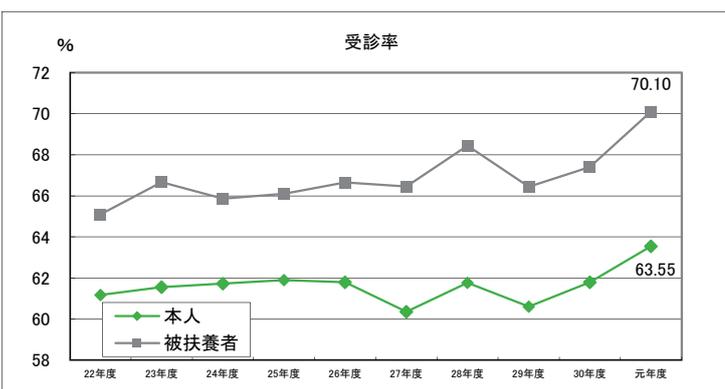


医療費の三要素

● 受診率の推移

受診率は、健康を害している人がどの程度いるかを示す指標で、年間の受診件数を年間延べ組合員数(被扶養者は被扶養者数)で除した割合です。

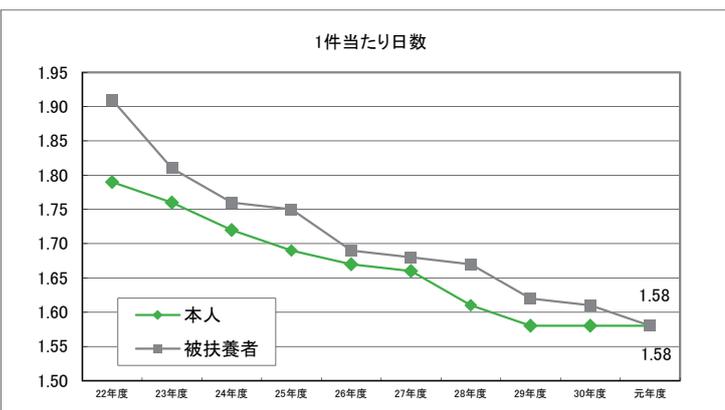
前年度に比べ、本人、被扶養者ともに大きく増加しました。



● 1件当たり日数の推移

本人、被扶養者ともに減少傾向にあります。

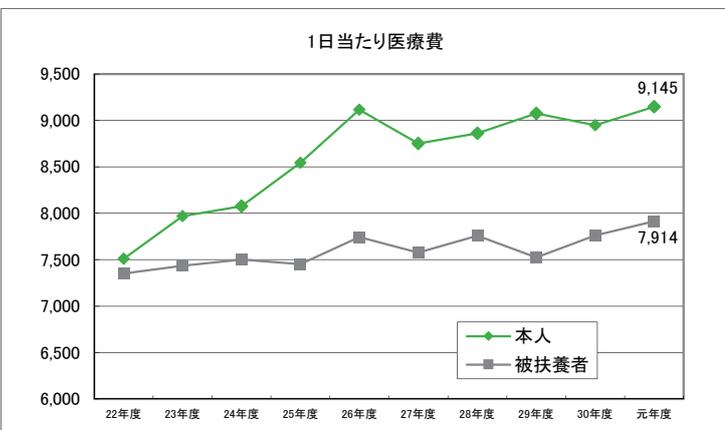
特に入院は、医療技術の進歩や政策により短期化しています。



● 1日当たり医療費の推移

1日当たり医療費は、金額が高いほど重症化・慢性化した疾病を抱える方が多いことになります。

前年度に比べ、本人、被扶養者ともに増加し、10年の動きをみると本人、被扶養者ともに増加傾向にあります。



令和2年度7月までの医療費(保健給付)は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で医療機関への受診が控えられ、前年度同期と比べ5.6%減少しており、7月の医療費(5月診療分)に関しては、前年の7月と比べ14.9%減少しています。ただ、治療が遅れると医療費も多額になる可能性があります。

組合員の皆様におかれましては、早期発見・早期治療にこそ心がけ、健康診断や人間ドックで精密検査や治療が必要とされた方は必ず病院で受診しましょう。

〈お問合せ先 健康管理課〉

養育特例の手続きは お済みですか？



「養育特例」とは、3歳未満の子を養育している組合員の標準報酬月額が、養育開始日の前月(基準月)の標準報酬月額(=従前標準報酬月額)よりも下回った期間において、将来年金を算定する際に、従前標準報酬月額に基づき算定できる特例制度です。

◆ 申出が必要です!

養育特例を受けようとする場合には、組合員本人からの申出が必要です。
申出書の様式は、各所属所の共済組合事務担当課(総務課・職員課など)で入手してください。

◆ 時効があります! (2年)

養育特例は、申出から2年まで遡って適用することができます。たとえば、平成30年10月時点で養育特例の対象となっている場合、令和2年10月末までに申請書の提出がなければ、平成30年10月は、時効により養育特例の対象外となってしまいますので、ご注意ください。

◆ 掛金(保険料)・短期給付の算定は実際の標準報酬月額で…

養育特例は、あくまで、将来年金の額を算定する際に、実際の標準報酬月額を従前標準報酬月額に置き換えて適用させるものです。そのため、毎月の短期掛金や厚生年金保険料などは、実際の標準報酬月額に基づいて徴収されます。養育特例の申請をしたからといって、掛金等の額が従前標準報酬月額に基づいて算定(増額)されるわけではありません。

また、短期給付・各種手当金についても、実際の標準報酬月額に基づいて算定されます。

※対象となる子の人数や産休・育休による掛金等免除期間の有無によって取扱いが異なりますので、まずは、所属所の共済組合事務担当課又は共済組合健康管理課までお問い合わせください。

育児休業手当金・介護休業手当金の上限額について

育児休業手当金及び介護休業手当金につきましては、それぞれの計算式に基づき給付日額(1日あたりの支給額)を算出します。

ただし、計算に用いられる標準報酬の月額や給付日額には、雇用保険法の規定に準じた上限額があり、雇用保険法が毎年8月1日より変更されることから、この上限額も毎年見直されています。

令和2年8月1日からの上限額については、それぞれ次のとおりです。

区 分	給付日額	
育児休業手当金	育児休業の期間が180日に達するまでの期間の方 ※1	13,896 円
	育児休業の期間が180日を経過した方 ※2	10,370 円
給付上限相当額を超える掛金の標準となる標準報酬の月額		470,000 円

★育児休業手当金

給付日額(1日あたりの支給額)

※1 標準報酬の日額 × 67/100

※2 標準報酬の日額 × 50/100

標準報酬の日額 = 標準報酬の月額 × 1/22 (10円未満四捨五入)

区 分	給付日額
介護休業手当金	15,294 円
給付上限相当額を超える掛金の標準となる標準報酬の月額	
	530,000 円

<お問合せ先 健康管理課>

高額介護合算療養費の申請について



医療保険制度と介護保険制度の負担が重複して生じている世帯にあっては、高額療養費等の支給を受けてもなお、重い負担が残っていることがあります。

そこで、医療と介護の1年間の自己負担額(高額療養費等の差し引き後)の合算額に自己負担限度額を設け、その世帯に及ぼす負担の一部を軽減する仕組みが創設されています。

「高額介護合算療養費」の申請の受付は随時行っておりますので、該当される方は申請してください。

● 支給対象期間

毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間

● 支給対象となる方

基準日(7月31日)に医療保険上の世帯(共済組合にあっては、組合員とその被扶養者によって構成される世帯をいいます。)内で、支給対象期間にかかった医療保険と介護保険の両方の**自己負担額(高額療養費・附加給付等の差し引き後)**の合計が、下表の合算算定基準額を超えた方に支給されます。

● 支給

制度ごとに按分して、医療保険(共済組合)からは「高額介護合算療養費」が、介護保険(市町村)からは「高額医療合算介護サービス費」が支給されます。

所得区分	合算算定基準額(年間における自己負担限度額)	
	70歳未満	70歳以上のみの世帯
標準報酬の月額 830,000円以上	2,120,000円	2,120,000円
標準報酬の月額 530,000円以上 790,000円以下	1,410,000円	1,410,000円
標準報酬の月額 280,000円以上 500,000円以下	670,000円	670,000円
標準報酬の月額 260,000円以下	600,000円	560,000円
低所得者Ⅱ (市町村民税非課税世帯)	340,000円	310,000円
低所得者Ⅰ (年金収入80万円以下等)		190,000円

※対象となる額には、食費・居住費・差額ベッド代などは含まれません。

自己負担額の合計が
基準額を超える方へ

申請手続きについて

令和元年8月1日から令和2年7月31日までの介護に係る領収書等や当組合が発行する「医療費通知書(医療費のお知らせ)」等を確認のうえ、**高額療養費・附加給付等を差し引いた後の自己負担額との集計が上表の額を超える場合は**、市町村の介護保険の窓口へ『介護自己負担額証明書』の交付申請を行ってください。共済組合へ的高額介護合算療養費の申請に必要となります。

なお、申請を希望される場合は、事前に所属所の共済組合事務担当課又は共済組合健康管理課へ、お問い合わせください。

<お問合せ先 健康管理課>

柔道整復師・鍼灸・マッサージの施術を受けるとき

柔道整復師・鍼灸・マッサージの施術を受けるときには、組合員証が使える場合と使えない場合があります。

負傷内容や原因等をはっきり伝えて施術を受けるようにしましょう。



組合員証が使える場合

柔道整復師	急性または亜急性の外傷による打撲、捻挫、挫傷（肉離れ等） 骨折・不全骨折・脱臼（緊急時以外は医師の同意が必要）
鍼灸	神経痛、リウマチ、五十肩、頸腕症候群、腰痛症、頸椎捻挫後遺症等の 慢性的な疼痛 *鍼灸の施術を受けることを認める医師の同意がある場合のみに限られます。
マッサージ	筋麻痺、関節拘縮等（改善などの治療効果が期待できる場合） *マッサージの施術を受けることを認める医師の同意がある場合のみに限られます。

組合員証が使えない場合の例 → 全額自己負担となります

柔道整復師	日常生活のなかの疲れ・肩こり・腰痛 スポーツなどによる筋肉疲労・筋肉痛 病気（リウマチ、五十肩、関節炎など）からくる痛みやこり 脳疾患後遺症などのリハビリ 症状改善のみられない長期の施術 以前負傷した部位の痛み 原因不明の痛みや違和感 加齢による身体の痛み 外科・整形外科で受診中、同時に柔道整復師施術も受ける場合
-------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

柔道整復師にかかるときは次の点に注意しましょう

◆ 原因を正しく伝えましょう

何が原因でケガをしたのかをきちんと伝えましょう。

また、交通事故など第三者行為で健康保険を使う場合は、共済組合に連絡してください。

◆ 「療養費支給申請書」の内容をよく理解して、必ず自分で署名しましょう

組合員証で施術を受ける場合は、「療養費支給申請書」に署名が必要です。

記載されている傷病名・施術日数・金額を確認して、必ず自分で署名しましょう。

また、領収書も必ずもらうようにしましょう。

◆ 施術が長期にわたる場合は医師の診察を受けましょう

長期にわたって施術を受けても治らない場合は、内科的疾病が原因とも考えられますので、医師の診察を受けることをおすすめします。

施術内容の確認にご協力をお願いします

共済組合では、医療費適正化の観点から、柔道整復師・鍼灸・マッサージの受診に係る施術内容などの確認を「株式会社オックス」に委託しております。施術内容や負傷原因などを皆様に照会させていただく場合がありますので、お手元に照会文書が届いたときには期限までにご回答くださるようご協力をお願いします。

＜お問合せ先 健康管理課＞



被扶養者認定・取消 Q&A



被扶養者認定の取り扱い基準については、「共済だより」でその都度ご案内しておりますが、今回は新型コロナウイルス感染症対応として収入が増加する被扶養者についてQ&A形式にしてみましたので、扶養申請手続きの参考にしてください。

Q 妻は医療関係の仕事(パート)をしており、被扶養者の認定基準内で勤務していましたが、今回の新型コロナウイルス感染症への対応により、勤務時間の延長を余儀なくされ、年間収入が130万円を超える見込みである。収入が上がった時点で遡及して取消となるのか。

A 認定時(前回の確認時)には想定していなかった感染症への対応により、収入が増加し、年間収入が130万を越える見込みとなる場合であっても、直ちに遡及して取消となることはありません。所得証明書、給与明細書、雇用契約書等と過去の実態と照らして、一時的な収入の増加であるか、将来に亘って恒久的に収入が上昇する(これを機に、労働契約を変更し、雇用形態が変更となった等)のかを確認し、認定の可否を判断することとなります。

資格喪失後等の組合員証・組合員被扶養者証は速やかに返還してください

組合員が退職し組合員の資格を喪失された場合や、被扶養者として認定されている方が、就職などにより被扶養者の資格を喪失された場合には、速やかに「組合員証・組合員被扶養者証」を返還してください。

また、被扶養者の認定更新をされた方についても、更新前の「組合員被扶養者証」を速やかに返還してください。

資格喪失後の組合員証・組合員被扶養者証の取扱いには特に注意が必要です

注意その1

資格喪失後も組合員証・組合員被扶養者証を返還せずに、病院などで使用し受診してしまった場合には、共済組合が医療機関に支払った医療費分を、全額返還していただくこととなりますので、十分に注意してください。

注意その2

資格喪失後に病院などで受診することになった場合には、新たに加入した健康保険(全国健康保険協会、国民健康保険等)の保険証を病院の窓口で提示し、「保険証の変更」を申し出てください。

注意その3

新たに加入する健康保険(全国健康保険協会、国民健康保険等)の保険証が交付されるまでの間に病院などで受診することになった場合には、病院などの窓口で「保険証の変更手続き中」であることを申し出てください。

<お問合せ先 健康管理課>

40歳以上75歳未満の 被扶養者・任意継続組合員のみなさまへ

特定健康診査は受診されましたか？

お勤め先等での健康診断を受ける機会のない方は、ご自身の健康状態を知っていただくためにも、ぜひ特定健康診査を受診していただきますようお願いいたします。

特定健康診査は、各自治体が実施する集団健診や、お近くの病院等で受診することができます。受診方法等詳細につきましては、4月頃送付の受診券に同封した白色の冊子『令和2年度特定健康診査のご案内』でご確認ください。

また、受診券等を紛失された場合は再発行いたしますので、共済組合健康管理課までご連絡ください。



新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、各自治体での集団健診や各医療機関での健診が延期または中止となる可能性がございます。

受診前に必ず受診予定の自治体・医療機関に連絡を取り、特定健診が受診可能かどうかを確認していただきますようお願いいたします。

早期受診でお得なクーポン券を進呈いたします！

当組合では、特定健康診査の受診率向上のため、以下の方々に**お得なクーポン券を進呈**します。

- ① 受診券を使って、健診会場や病院等で**2020年4月1日から2020年11月30日までに**特定健康診査を受診された方
- ② 人間ドック(共済の助成を受けた場合は対象外)やパート先などで**2019年4月1日から2020年9月30日の間に**健康診断を受けた方で健診結果票をご提出いただいた方

なお、クーポン券の進呈には、受診券に同封した「**健トクキャンペーン申込書**」の提出が必要となります。

申込期限:2020年12月10日(木)



あなたの健康ために
**特定健康診査を受けて、
お得なクーポン券を
ゲットしましょう！**

福井県市町村職員共済組合
健トクキャンペーン申込書
同封のピンク色の返信用封筒にて郵送してください。

お申し込みいただける方 受診日時で40～74歳の被扶養者および任意継続組合員で下記①または②の条件を満たす方

- ① 受診券を使って、健診会場や病院等で2020年4月1日から2020年10月31日の間に特定健診を受診された方
※がん検診のみの受診は対象となりません
- ② 人間ドックやパート勤務先で2019年4月1日から2020年9月30日の間に健康診断を受けた方で、健診結果票をご提出いただける方

①と②の両方とも満たさなくても、確実にクーポン券をゲット！

健診時に特定健康診査受診券を提出したかどうか
 下部記入欄を漏れなく記入しましたか

真正一部分の健診結果票のコピーをご用意しましたか
 健診結果票には下記『必要な検査項目』がすべて記載されていますか

別紙の特定健康診査質問票を記入しましたか
 上記健診結果票・質問票、および特定健康診

ピンク色の返信用封筒に入れてポストへ投入

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、健トクキャンペーンの期間を1か月延長いたしました。上記期間内に特定健康診査を受けられた際は、ぜひ健トクキャンペーン申込書をご提出ください。

<お問合せ先 健康管理課>

ジェネリック医薬品差額通知をお送りします



共済組合では、医療費の削減のため、ジェネリック医薬品の普及に取り組んでいます。
10月下旬に、下記の対象者へ、所属所経由で「ジェネリック医薬品差額通知」を送付します。

★ ジェネリック医薬品とは？

新薬(先発医薬品)の特許期間が満了した後に、同じ有効成分・効能で作られる医薬品です。
(新薬が効能追加を行っている場合など異なる場合があります。)

★ 通知対象者

今年の4月から6月までの間に調剤薬局でお薬を受け取った方で、自己負担額が一定額軽減する可能性がある方。(対象期間にお薬を処方された方全員に通知するわけではありません。)

★ 通知の見方

共済 太郎 様
(999- 9- 9999- 999999999)

ジェネリック医薬品のお知らせ

ジェネリック医薬品に切り替えた場合、
軽減可能な金額の目安です。

最大 556円 軽減可能です

済 太郎様が平成99年99月処方分を
ジェネリック医薬品に切り替えた場合

平成99年99月 の処方実績				ジェネリック医薬品に切り替えた場合			
薬局/病院名/先発医薬品名	薬価	数量・単位	現状支払額 ※①	ジェネリック医薬品名 ※②	製薬会社名 ※②	削減可能額 ※③	切替後支払額
共済調剤薬局							
〇〇錠5	56.80	60.0錠	¥ 1,022	△△△△錠5mg □□□□	□□□薬品	¥ 556	¥ 466

この月に処方されたお薬(先発医薬品)の分で試算しています。薬局または病院ごとにお薬名やお薬代など記載しています。

処方されたお薬(先発医薬品)から切り替えることができるジェネリック医薬品の名称等です。最大3種類記載していますが、他にも切り替えができるお薬が存在することがあります。

処方箋



まずは医師や薬剤師にご相談ください!
症状や薬の種類によっては、ジェネリック医薬品が使用できない場合があります。まずは、医師や薬剤師にご相談ください。



家庭用常備薬品を特価にて斡旋します!

毎回たくさんのお申込みをいただき、ありがとうございます。
今回は、秋から冬にかけて、家庭に常備しておくに役に立ちそうな医薬品等を取り入れ、100品目を特価にて斡旋いたします。
※いつも取り扱っているウイルス予防関連商品は、申し訳ございませんが、在庫切れが見込まれるため、今回は取扱いを見送っております。

- 申込みの方法** 共済だよりに折り込みの「家庭用常備薬等斡旋」の申込書に購入数・金額等を記入してFAXまたは郵送でお申込みください。
- 申込みの際の注意** ①「お名前」及び「お届け先住所」は、必ず記入してください。
②FAXでのお申込みは、申込書面が裏面にならないように注意して送信してください。
- 代金の支払方法** 商品到着後、同封の振込用紙により、郵便局またはコンビニエンスストアからお振込みください。
- 申込締切日** 令和2年11月19日(木)

今回の新規追加商品

- 商品番号 22 デコデコクール バンドタイプ
ゴムバンドはアタッチメントで長さを調節できるので、お子様から大人まで使用できます。冷やしても凍らないソフトジェル使用なので、ぴったりと冷やしてくれます。タオル地カバーなので、やわらかな肌触りで発熱時にやさしく冷やしてくれます。
- 商品番号 91-92 スリムウォークメディカルリンパ夜用ソックス(M,Lサイズ)
寝ながら、足のむくみをケアでき、リンパの流れを改善します。血行を促進してくれますから、冷え性に良い効果を得られます。
おやすみ用なので寝ている間を考えた着圧値に設計されています。
※某番組で、日中にとった水分が「ふくらはぎ」に貯まることによる夜間頻尿対策として弾性ストッキングをはいて寝るといった実験の結果、効果がでていました。

熱が出たときに、やさしく、しっかり冷やせますよ～



某番組で夜間頻尿に効果実証されています! 試してみませんか?



冬を思いっきり楽しもう!

アイススケート・スキーリフト利用助成

この冬も、アイススケート利用助成・スキーリフト利用助成を下記の内容で実施する予定です。

詳細につきましては、別途各所属所の共済事務担当課へ通知いたします。

冬ならではのスポーツを楽しみましょう!

新型コロナウイルス感染症の状況により、対象施設及び
助成対象期間が変更となる場合があります。

アイススケート

10月31日

オープン予定!



アイススケート利用助成

対象施設	ニューサンピア敦賀 アイススケート場
助成対象期間	令和2年10月31日(土)～令和3年4月23日(金) 予定
助成内容	組合員及びその家族が、窓口でリフレッシュ施設利用助成券を提出すると施設入場料から助成券1枚あたり500円が差し引かれます。(貸靴料等は助成対象外です。)
利用助成券	令和2年4月発行の「リフレッシュ施設利用助成券(500円×6枚)」をお使いください。(再発行はいたしません。)ただし、令和3年4月1日以降は、令和2年度の助成券はお使いになれません。

スキーリフト利用助成

予定対象施設	九頭竜スキー場、和泉スキー場、六呂師高原スキーパーク、スキージャム勝山、国境高原スノーパーク、新保ファミリースキー場
助成対象期間	令和2年12月1日(火)～令和3年3月31日(水) (ただし、営業の状況については各スキー場にお問合わせください。)
助成内容	組合員及びその家族がリフト券を購入する際、販売窓口でリフレッシュ施設利用助成券を提出すると、指定スキーリフト券の料金から助成券1枚あたり500円を差し引いた金額で購入できます。
利用助成券	令和2年4月発行の「リフレッシュ施設利用助成券(500円×6枚)」をお使いください。(再発行はいたしません。)

契約宿泊施設との契約終了

当共済組合の契約宿泊施設である下記の宿泊施設との契約が終了しましたのでお知らせします。

◆「海のホテル ひろせ」(福井県美浜町)

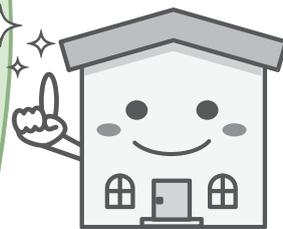
※協定保養所利用助成券の裏面に記載がありますがご利用できませんのでご注意ください

<お問合せ先 健康管理課>

貸付事業からのお知らせ

貸付利率
年利1.26%
 (変動金利)

貸付事業は、組合員のみさんの住宅購入資金や車、生活必需品の購入、入学、修学、結婚、葬祭など、様々な場面でご利用できます。



貸付一覧表（一部抜粋）

貸付種類	貸付事由	
普通貸付	物品の購入で臨時に必要な費用	
住宅貸付	自己居住用住宅の新築・増改築・修繕・購入・宅地購入の費用	
特別貸付	入学貸付	組合員または被扶養者（被扶養者でない子を含む。）の入学に要する費用
	修学貸付	組合員または被扶養者（被扶養者でない子を含む。）の就学に要する費用
	結婚貸付	組合員または子、孫もしくは兄弟姉妹の結婚に要する費用
	葬祭貸付	組合員の配偶者、子、父母もしくは兄弟姉妹または配偶者の父母の葬祭に要する費用

※ 貸付利率は、退職等年金給付の基準利率に伴い変動します。

令和2年10月からも退職等年金給付の基準利率改定(P5参照)に伴う貸付利率の変更はありません。

※ 貸付申込方法等の詳細については、共済組合までお問い合わせください。HPでも確認いただけます。

住宅貸付は
 抵当権設定
 不要

要望に応じて
 手数料なしで
 繰上償還

返済は安心の
 給与天引

「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」発行のお知らせ

租税特別措置法の規定により住宅取得等特別控除を受けられる方を対象として、次の区分により「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を発行します。

① 平成21年1月1日から令和元年12月末日までに住宅貸付等を借り受けた方

令和2年11月中旬頃に、令和2年12月末日現在の未償還(予定)残高を証明した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を、所属所の共済組合事務担当課を経由して送付いたしますので、年末調整にご利用ください。

② 令和2年1月から令和2年12月末日までに住宅貸付等を借り受けた方

令和3年1月中旬頃に、令和2年12月末日現在の未償還残高を証明した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を、所属所の共済組合事務担当課を経由して送付いたしますので、確定申告にご利用ください。

③ 前記に該当しない方で住宅取得等特別控除を受けられる方

前記1、2に該当しない方で「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を必要とする場合は共済組合総務企画課までお問い合わせください。

※ 当組合のデータ管理において、「住宅借入金等特別控除」の適用条件全てを把握することができないため、平成21年1月1日以降に住宅等貸付を受けた方すべてに年末残高証明書を発行しています。「住宅借入金等特別控除」の対象とならない方の証明書も含まれていますので、不要な方は、理由を付して共済組合へお返しく下さい。次年以降は送付しないようにします。

※ 一部または全額繰上償還をした場合は、住宅取得等特別控除を受けられない場合があります。

※ 住宅取得等特別控除を受けるための条件等は、最寄りの税務署で確認してください。

<お問合せ先 総務企画課>

冬のボーナスは組合員貯金へ

年利 **1.0%**
(半年複利)

いつも組合員貯金をご利用いただきありがとうございます。

冬のボーナスの積立は、賞与から自動的に天引きできる、「賞与積立」がおすすめです!

※利率は、毎年4月に見直し年度間適用しますが、金融情勢等の変動を勘案し、変更する場合があります。



払戻日スケジュール

年末年始の
払戻日に
ご注意ください!

10月から1月までの払戻注意日

払戻日は、毎週「火・水・金」曜日です。ただし、祝日・年末年始(12月29日から1月3日まで)は払戻ができませんので、ご注意ください。

「払戻請求書」は、払戻日の2営業日前(土日・祝日は除く。)までに共済組合へ提出してください。特に右記の払戻日は、払戻請求書必着日にご注意ください。

払戻注意日	払戻請求書の当組合必着日
11月 4日(水)	10月30日(金)
11月24日(火)	11月19日(木)
11月25日(水)	11月20日(金)
12月25日(金)	12月23日(水)
1月 5日(火)	12月28日(月)

- 11月3日(火)は、祝日のため払戻ができません。
- 年内最終払戻日は12月25日(金)、払戻請求書必着日は12月23日(水)です。
- 新年の払戻は、1月5日(火)から行いますが、払戻請求書必着日は12月28日(月)となっておりますのでご注意ください。



組合員貯金残高通知書をお届けします

9月末利息計算後の組合員貯金残高を記載した「組合員貯金残高通知書」を、所属所を通じて、組合員の皆様へ10月中にお届けする予定です。(任意継続組合員の方にはご自宅へ郵送します。)令和2年度上半期(令和2年4月～令和2年9月)の入出金状況等を記載していますので、ご確認ください。

★ 組合員貯金残高通知書の見方

令和2年10月15日

上半期利息を元本に組み入れました。

残高通知書をご送付申し上げますので、ご査収ください。

所属所名	〇〇市		
氏名	共 済 太 郎 様		

税区分	の残高	=	の残高
課税	2.9.30 340,730 円		2.3.31 0 円

決算日	利率 (%)	税率 (%)	非課税限度額 (万円)
2.9.30	1.0	20.315	

銀行名	〇〇銀行		
支店名	〇〇支店		
預金種目	普通預金	口座番号	1234567
名義人	キョウサイ知ウ		
(所属所)	(証番号)	(部課署)	
123	-	4567	(89)

差引積立額 円	税込利息額 円	所得税額 円
340,000	915	185

お積立等明細					
日付	種別	金額 (円)	日付	種別	金額 (円)
2.4.21	給与積立	10,000	2.9.25	一部払戻	70,000
2.5.21	給与積立	10,000			
2.6.19	給与積立	10,000			
2.6.30	賞与積立	50,000			
2.7.13	臨時入金	300,000			
2.7.21	給与積立	10,000			
2.8.21	給与積立	10,000			
2.9.18	給与積立	10,000			

(注) 今期中の払出額が積立額より多い場合は、差引積立額がマイナスとなります。

現在登録されているあなたの振込先は下記の通りです。

現在、払戻金の振込先となっている登録口座です。間違いがないか確認をお願いします。

<お問合せ先 総務企画課>



電話相談 「健康相談ハローふくい 24」

<フリーダイヤル> (ハロー みんなの ふくい)
0120-86-3-291

- ★ 健康・医療・介護・育児・メンタルヘルスに関する相談に、それぞれの専門医師・保健師・助産師・看護師が**24時間年中無休体制**でアドバイスします。どんな些細な悩みでもお気軽にご相談ください。

何度でも無料で相談できます!



- ★ メンタルヘルスのご相談の場合、希望によりカウンセラーのご紹介・予約を行います。

(面談及び電話継続カウンセリングは年間5回まで無料)

Eメール相談「ハロー メール相談」

Eメールでもご相談いただけます!

- ★ 24時間以内に発信アドレスあて回答します。(ご相談内容によっては多少回答に時間を要する場合があります。)
- ★ 福井県市町村職員共済組合のホームページからアクセスできます。 <http://www.fukui-kyosai.jp/> または、下記のURLから「ハローメール相談」のホームページを開いてください。

- 総合的な健康相談アドレス
<http://www.t-pec.co.jp/z-mail/hellomail/index.html>
▶▶ ユーザー名: hellomail パスワード: soudan
- メンタルヘルス専用アドレス
<http://www.t-pec.co.jp/z-mental/fukui/index.html>
▶▶ ユーザー名: 863291 パスワード: 863291

<お問合せ先 健康管理課>

共済組合事務担当者会議を開催しました

7月21、22日に、県内2会場において共済組合の実務担当者を対象とした共済組合事務担当者会議を、新型コロナウイルス感染症予防に配慮し、座席の間隔を広く取りマスクを着用し、会場の換気を行いながら開催しました。

嶺北、嶺南併せて32所属所、49人の担当者の方に参加いただき、各事業の事務手続き上のポイントや改正点を中心に説明させていただきました。



嶺北会場
(福井県自治会館
多目的ホール)



嶺南会場
(バリア若狭研修
室A・B)

保険募集業務にかかる個人情報の第三者提供について

共済組合が取り扱っている保険につきましては、共済組合と明治安田生命保険相互会社、明治安田損害保険株式会社及び損害保険ジャパン株式会社との間で締結した団体保険契約に基づき実施しています。また、共済組合との業務委託契約により有限会社エル・サポート・福井が保険業務を行っています。

共済組合は皆様の個人情報について、今秋予定しております生活サポートプラン等の保険募集業務のため、適切な安全管理のもと、必要な範囲内で保険会社等に提供(第三者提供)させていただくと同時に、当該情報を保護するために厳正な取扱いを行います。

また、保険会社等に対しては、提供された個人情報の漏洩防止や目的以外の利用を行わないよう義務付け、厳重な管理、指導に努めます。

● 共済組合の取り扱う保険

ア. 生活サポートプラン	イ. 医療保障保険(医療特約)	ウ. Wide医療	エ. 三大疾病支援制度
オ. つなぎ積立年金	カ. 傷害総合保険	キ. 所得補償保険	ク. 長期障害所得補償保険
ケ. ゴルファー保険	コ. 団体地方公務員賠償責任保険	サ. 一時払退職後終身保険	シ. リレー定期
ス. 退職後医療保障保険	セ. 退職後三大疾病支援制度	ソ. 一時払退職後傷害保険	

● 共済組合が保険会社等に提供を行う個人データ

ア. 組合員各位の所属所番号、組合員証番号、氏名、性別、生年月日、部課署コード、職員番号	イ. 組合員各位の転出・転入情報
ウ. 組合員各位の資格取得・資格喪失・退職予定情報	

● 情報提供の手段

文書、共済組合が編集・加工した電磁的記録媒体の送付

● 団体保険契約の申込書及び請求書に記載されている個人情報の取り扱い

利用目的	共済組合から保険会社等に提供される個人データ	情報提供の手段
団体保険契約の事務手続き	保険金請求時の必要書類に記載される個人データ (戸籍謄本に記載される氏名・続柄・本籍地等、住民票に記載される氏名、続柄等)	加入申込書、保険金請求書、戸籍謄本等、共済組合へ提出された書類を送付により提供

個人情報提供の 停止

以上の保険業務遂行にかかる皆様の個人情報を保険会社等に対し提供することに同意されない場合は、お申し出により提供を停止しますので、共済組合までご連絡ください。共済組合の個人情報保護に関する規定に従い対応させていただきます。なお、この場合は各保険のご案内ができませんので、あらかじめご承知おきください。

※上記「保険会社等」とは、明治安田生命保険相互会社、明治安田損害保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社及び有限会社エル・サポート・福井の4社をいいます。

新規加入・更新の時期になりました！

長期療養サポートプラン

新登場！

所得補償保険＋長期所得補償保険で 休職・退職時の収入を最大65歳まで補償

団体割引
15%

精神障害※1
でも最長3年
補償！

新型コロナも
補償

※1お支払い対象となる精神障害の例：気分障害
(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱等

募 集
スケジュール等

申 込 方 法 ①新規加入の方は、パンフレットに添付しました加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、所属所の共済組合事務担当課に提出してください。
②継続加入の方は、内容等変更がある方のみ、パンフレットに添付しました加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、所属所の共済組合担当課に提出してください。

申込締切日 令和2年12月11日（金曜日）
保 険 期 間 令和3年4月1日から1年間

団体ゴルファー保険

ゴルファー保険 ゴルフライフを万全の備えで！

「ゴルフ場外」での事故は保険の対象外になります。（ただし、賠償事故についてはゴルフ場外でも対象となります。）
「ゴルフ場外」とは、ゴルフの練習、または競技を行う施設で、施設の利用については、料金を徴するものをいいます。（パターゴルフ等は対象から外れます。）

		年間保険料
補償内容		4,000円
傷 害	死亡・後遺障害	190万円
	入院1日につき	2,850円
	通院1日につき	1,900円
ゴルフ用品の損害		12万円
ホールインワン・アルバトロス費用		20万円
賠償責任（自己負担額なし）		1億円

一般保険料の
5%
引き！

募 集
スケジュール等

申 込 方 法 パンフレットに添付しました振込用紙及び加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、振込用紙で保険料を最寄の福井銀行窓口にてお振込みください。
加入依頼書は、次の①、②のどちらかで提出ください。
①継続加入の方は加入依頼書を返信用封筒で郵送してください。
②新規加入の方は所属所の共済組合事務担当課に提出してください。

申込締切日 令和2年11月13日（金曜日）
保 険 期 間 令和2年12月15日から1年間

令和3年度新規加入・更新のご案内が始まります！ (令和2年11月初旬～)

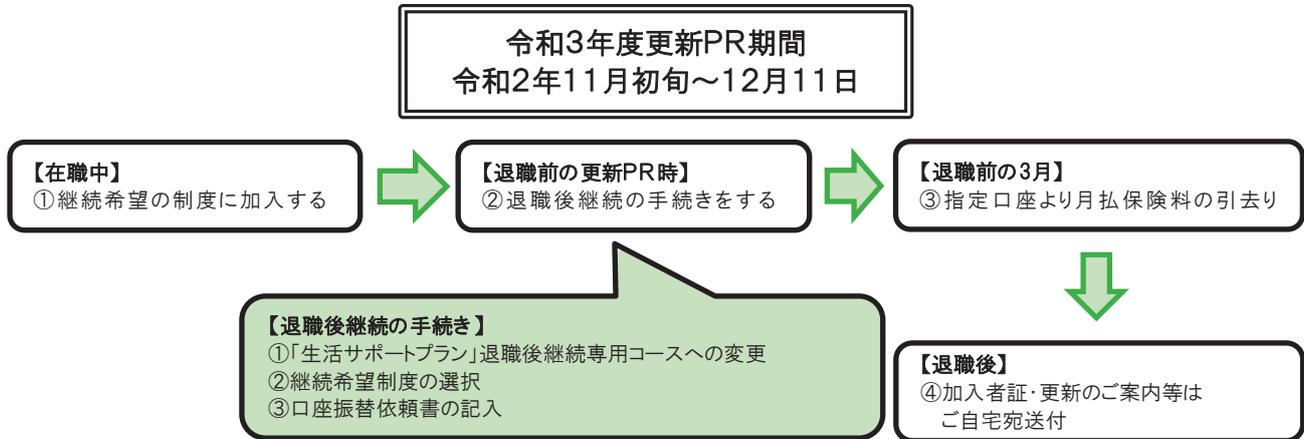
制度内容

制度名称	給付内容	退職後継続
生活サポートプラン	死亡された場合、公的遺族年金の補完として、ご遺族へ長期間年金をお支払いします。また、所定の高度障害状態に該当された場合にもお支払いします。	保険年齢 69歳まで 継続可能
医療保障保険	病気・ケガにより継続して2日以上入院した場合、1日につき3,000円・5,000円・8,000円のうち、ご加入の入院給付金をお支払いします。 ※8,000円については、本人のみの取扱いとなります。	
Wide 医療	疾病・傷害による手術給付、7大疾病（三大疾病+所定の生活習慣病）（注）による入院・手術給付、女性疾病での入院・手術給付等を幅広く補償します。 （注）三大疾病とはがん(上皮がんを含みます)、急性心筋梗塞、脳卒中、所定の生活習慣病とは糖尿病、高血圧性疾患、腎臓病、肝臓病を指します。	
三大疾病支援制度	所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中で所定の手術を受けられたとき、特定疾病保険金をお支払いします。 7大疾病保障特約とがん・上皮内新生物保障特約のそれぞれの特約を付加することで幅広く保障します。	
傷害総合保険	不慮の事故による入院・通院・手術等をされた場合、保険金をお支払いします。その他にも、賠償責任保険金、介護保険金や携行品損害保険金の給付もあります。	
長期療養 サポートプラン 所得補償保険 + 長期所得補償保険	ケガ・病気によって就業不能（治療のため入院または自宅療養）となり、休職・退職時の収入を最大65歳まで補償します。 ●本人および有職の配偶者が加入できます。 ●所得補償保険は、無事故の場合は掛金の20%をお返しします。 (長期所得補償保険は対象となりません。) ●入院による就業不能は、1日目からお支払いします。	退職後 継続なし

一般の15%引き

「生活サポートプラン」は退職後も 保険年齢69歳まで継続加入することができます!

退職後継続手続きの流れ



【お願い】

今年度末までにご退職されるご加入者の方は、継続の意思確認が必要となります。
つきましては、以下の手順にてお手続きをお願いします。

- ① 所属所の共済組合事務担当課または(有)エル・サポート・福井(TEL:0776-28-0431)までご連絡をお願いします。
- ② 所属所に制度推進員がPR期間中訪問しますので、お手続きをお願いします。

【改定】

退職後継続加入の取扱い時の年齢制限がなくなります。

※従来は退職時50歳以上の加入者のみが退職後も継続加入頂けましたが、令和2年9月より全年齢の加入者が退職後も継続加入頂けるようになります。

ご案内スケジュール(予定)

令和2年	10月 下旬	●「長期療養サポートプラン」更新PR開始
	11月 初旬	●「生活サポートプラン」・「医療保障保険」・「三大疾病支援制度」 「傷害総合保険」・「Wide医療」
		更新PR開始 ※所属所に制度推進員が訪問し、ご案内を行います。
	12月11日(金)	●「生活サポートプラン」・「医療保障保険」・「三大疾病支援制度」 「傷害総合保険」・「Wide医療」・「長期療養サポートプラン」
		申込締切日
令和3年	4月 1日(木)	●更新日

各制度の内容につきましては、
募集時に配布いたしますパンフレットをご参照ください。

MY-A-21-他-000143 MYG-A-20-LF-389

福井県市町村職員共済組合 保険事務取扱

有限会社 エル・サポート・福井

〒910-0004 福井市宝永3丁目3番13号
田中ビル1F

TEL (0776)28-0413

FAX (0776)21-9982

LIFE SUPPORT

越路における コロナウイルス対策

当館では、新型コロナウイルス感染予防対策として、下記の取り組みを行っております。

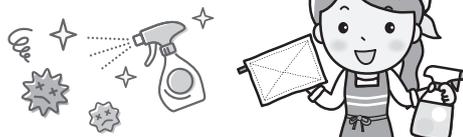
全職員

- 手洗い・うがい・マスク着用
- 定期検温の実施



清掃

- 客室、館内の換気・消毒
- ドアノブ、客室備品の消毒
- スリッパの消毒



フロント

- ロビーのソーシャルディスタンスの確保
- ルームキーの消毒清掃
- 館内換気・共用部分のアルコール消毒
- フロントの飛沫防止ビニール設置



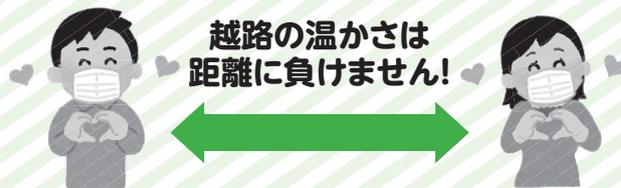
配膳

- ビニール手袋の着用
- 夕食の個室でのご提供
- パントリー内の換気・消毒
- ソーシャルディスタンスを意識しての接客



その他

- 宿泊予約数の制限
- 送迎バスの抗菌コーティング塗布



越路の温かさは
距離に負けません!

裏面をご覧ください。

『ラウンジセゾン』の閉店について

長年、越路とともに歩んでまいりました『ラウンジセゾン』ですが、このたびラウンジ、喫茶ともに**令和2年8月31日(月)**をもちまして、閉店させていただくこととなりました。急なお知らせとなりましたことをお詫び申し上げます。

昭和63年より32年間、越路とともに歩みながら、たくさんのお客様とふれあいさせていただき、心から感謝申し上げます。

長年のご愛顧、まことにありがとうございました。

ラウンジセゾン代表 立田 照子

越路で 身も心も温まろう



ぬくもり その① なべ



しゃぶしゃぶセット



よせ鍋セット



すき焼きセット

※よせ鍋セットは10月より、すき焼きセット、しゃぶしゃぶセットは通年メニューとなります。
※各種鍋セットは2人前以上で承ります。

料理写真はイメージです。

鍋の他に下記のお料理がつかます

先付け お造り しのぎ(麺) 蒸し物 ご飯
お吸い物 香の物 果物(デザート)

ぬくもり その② おふろ



【お料理別料金表】(1泊2食 税・サ込み)

	閑散期	通常期	繁忙期
よせ鍋セット	11,600円	12,300円	13,400円
すき焼きセット しゃぶしゃぶセット	12,800円	13,500円	14,600円

福井県市町村職員共済組合の組合員及びそのご家族の方が「直営保養所利用助成券」を使用された場合、1泊2食の料金から閑散期・通常期は4,000円(幼児は2,000円)、繁忙期・年末年始は3,500円(幼児は1,500円)が助成されます。

ご予約
お問い合わせ

TEL:0776-77-3151
FAX:0776-77-3868
HP▶<http://www.koshiji.biz/>

福井県市町村職員共済組合保養所

越路